

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、まず CMS 機能・受注実績による一次審査で書類審査を実施する。その結果をもって価格・プレゼンテーションによる二次審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、及び次点交渉権者とする。

2. 一次審査(配点：150 点)

CMS 機能要件及び受注実績について、以下のとおり事務局で採点し、合計点数 90 点以上の上位 3 社を一次審査通過者とする。

(1) 基準点(120 点)

- ・ 対象：【様式 3】 CMS 機能要件一覧表
- ・ 評価方法

「○」「△」は評価対象とせず、「×」は該当する項目ごとに減点する。

(2) 実績点(30 点)

- ・ 対象：【様式 4】 受注実績調書
- ・ 評価方法

採点は次のとおり計算し、実績の最大実績件数と最小実績件数の差を 4 で除した数を A とし、以下の基準とする。

最大実績件数以下から（最大実績件数－A）まで → 30点

（最大実績件数－A）以下から（最大実績件数－A×2）まで → 18点

（最大実績件数－A×2）以下から（最大実績件数－A×3）まで → 9点

（最大実績件数－A×3）以下 → 0点

3. 二次審査(配点：850 点)

一次審査により選定された者による価格及びプレゼンテーションによる審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。ただし、一次・二次審査の合計点が 600 点未満の場合は、優先交渉権者として選定しない。

(1) 価格点 初期構築費用(20 点)

- ・ 対象：見積書（初期構築費用）
- ・ 評価方法

採点は次のとおり計算し、委託上限額と最低見積価格の差を 4 で除した数を A とし、以下の基準とする。

【別紙 3】 審査実施要領

最低見積価格以上から（最低見積価格 + A）未満	→ 20点
（最低見積価格 + A）以上から（最低見積価格 + A × 2）未満	→ 12点
（最低見積価格 + A × 2）以上から（最低見積価格 + A × 3）未満	→ 6点
（最低見積価格 + A × 3）以上	→ 0点

(2) 価格点 運用・保守費用(30 点)

- ・ 対象：見積書（運用・保守費用）
- ・ 評価方法

採点は次のとおり計算し、委託上限額と最低見積価格の差を 4 で除した数を A とし、以下の基準とする。

最低見積価格以上から（最低見積価格 + A）未満	→ 30点
（最低見積価格 + A）以上から（最低見積価格 + A × 2）未満	→ 18点
（最低見積価格 + A × 2）以上から（最低見積価格 + A × 3）未満	→ 9点
（最低見積価格 + A × 3）以上	→ 0 点

(3) プレゼンテーション審査（800 点）

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法

プロポーザル方式評価委員会において、各委員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- (1) 日時：令和 7 年 8 月 18 日(月)予定（別途連絡）
- (2) 実施方法：Microsoft Teams による web 会議形式（ミーティング ID 等は後日通知）
 - 1 者目 午前 9 時 00 分～午前 9 時 50 分（予定）
 - 2 者目 午前 10 時 00 分～午前 10 時 50 分（予定）
 - 3 者目 午前 11 時 00 分～午前 11 時 50 分（予定）
- (3) 出席者：1 提案者 3 名以内（統括責任者、メインディレクターは必ず出席すること）
- (4) 審査体制：市の職員で構成する「田辺市公式ホームページリニューアル業務プロポーザル方式評価委員会」が審査する。
- (5) 実施時間：1 提案者 50 分以内（プレゼンテーション 40 分、質疑応答 10 分）
- (6) プレゼンテーションの内容
 - ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
 - ・ 実際に構築を担当するメインディレクターが説明を行うこと。
 - ・ CMS の特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。

【別紙 3】 審査実施要領

- ・ テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法
- ・ 公開申請、承認フローの運用方法
- ・ 各課が作成したコンテンツの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理方法
- ・ その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

(7) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

5. 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が 1 社の場合の取り扱い

ア 一次審査の合計点が 90 点以上の場合、二次審査を実施する。

イ 一次・二次審査の合計点が 600 点以上の場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

ア 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。

イ 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「ページ作成デモンストレーション点」が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。

ウ 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」及び「ページ作成デモンストレーション点」が同じ場合、「一次審査の評価点」が高い者から順に優先交渉権者、及び次点交渉権者を選定する。